

株主の皆様へ

石川県白山市下柏野町153番地

EIZO株式会社

代表取締役社長 実 盛 祥 隆

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、後述のご案内に従って平成29年6月21日（水曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時15分） |
| 2. 場 所 | 石川県白山市古城町305番地
白山市松任学習センター1階 コンサートホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第50期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
計算書類報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権の行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成29年6月21日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご送付ください。
- (2) インターネット等による議決権の行使
インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご高覧の上、平成29年6月21日（水曜日）午後5時15分までに議案に対する賛否をご登録ください。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコンと携帯端末で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<http://www.eizo.co.jp/ir/invitation/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本総会終了後、株主の皆様の本社に対するご理解をより深めていただきたく、懇談会を開催いたしますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯端末を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯端末の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月21日（水曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

3. システムに係わる条件について

パソコン又は携帯端末の機種やご加入のサービス等、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記の三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤルにお問い合わせください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] ☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

<機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権の行使について>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、欧州では景気は緩やかな回復状態にありましたが、英国のEU離脱問題等、先行き不透明な状況が続きました。米国では雇用環境の底堅さを背景に、個人消費を中心に景気は緩やかに拡大しました。日本では堅調な雇用環境や所得情勢を背景に個人消費は持ち直しつつあり、また企業収益や設備投資にも改善が見られ、景気は緩やかながらも回復基調で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、「Visual Technology Company」への展開を進めてまいりました。主な取組みとして、ビジネス用途向け（Business & Plus：B&P）では、徹底したスリム化と使う人に配慮したデザインや性能を追求した商品の開発を推進し、画面の額縁全辺を超狭額縁化することで機能及び美しさを兼ね備えたフレームレス・フルフラット液晶モニターを発売しました。重点市場であるヘルスケア、クリエイティブワーク、インダストリーを総称したV&S（Vertical & Specific）市場向けでは、事業拡大のための研究開発や最適な映像環境ソリューションの提供、販売体制の強化に取り組みしました。

平成28年2月に竣工した新工場では、生産効率の大幅な向上を実現した生産ラインの操業を開始し、主にV&S市場向けモニターの販売増加への対応を推進しました。

また、M&Aにつきましては、パナソニックヘルスケア(株)より手術室及び内視鏡用モニター事業を平成28年7月に買収し、ヘルスケア市場向けの事業基盤を更に強化いたしました。

この他、V&S市場向けモニタービジネスの拡大に向けて、MIL規格に対応した信頼性の高い映像表示システムの開発・生産を推進するため、当該規格に対応した試験評価棟を建設し、平成29年4月より稼働を開始しました。

※MIL規格：米国国防総省が調達する物資の規格/評価ガイドライン

当連結会計年度における全体の売上高は、78,284百万円（前期比4.5%増）となりました。品目別の売上高は、次のとおりであります。

【映像表示システム】

売上高は、55,347百万円（前期比1.3%増）となりました。

B&Pは、海外においてフレームレスモニターの販売が好調に推移し、台数を伸ばしましたが、円高による為替の影響を受けたことから、売上高は前期を下回るものとなりました。

V&Sは、ヘルスケア市場向けの売上高において、国内及び海外共に前期と比較して増加しました。特に、海外では手術室及び内視鏡用モニター事業において、国内ではインテグレーション事業において売上が伸張しました。またインダストリー市場向けにおいては、欧州での航空管制（Air Traffic Control：ATC）用モニターが好調に推移しました。

【アミューズメント用モニター】

売上高は、18,408百万円（前期比20.5%増）となりました。

当上期において、検定時と性能が異なる可能性がある遊技機の撤去による入替需要に対し、資材調達や生産面において柔軟な供給対応ができたことで、売上高は前期に比べ増加しました。

【その他】

売上高は、4,527百万円（前期比9.0%減）となりました。

これは主に、アミューズメント用ソフトウェア受託開発の売上高が減少したことによります。

売上総利益は、円高による利益のマイナス影響があるものの、ヘルスケア市場向けやアミューズメント用モニター及び当期に買収した内視鏡用モニター事業の増収効果に加え、原価低減努力等により前期に比べ2,367百万円増加し、売上総利益率は1.7ポイント上昇しました。販売費及び一般管理費は、V&S市場向けの研究開発活動の強化により、前期に比べ415百万円増加しました。

以上の結果、営業利益は7,033百万円（前期比38.4%増）、経常利益は7,105百万円（同24.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,661百万円（同34.7%増）となりました。

品目別売上高（連結）

区 分	第49期 平成27年度 (前連結会計年度)		第50期 平成28年度 (当連結会計年度)		増減
	百万円	%	百万円	%	
映 像 表 示 シ ス テ ム	54,626	73.0	55,347	70.7	百万円 721
アミューズメント用モニター	15,279	20.4	18,408	23.5	3,129
そ の 他	4,973	6.6	4,527	5.8	△445
合 計	74,878	100.0	78,284	100.0	3,405

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、主に研究開発体制及び生産体制の充実・強化を目的とし、総額2,512百万円の設備投資を行いました。

内訳としては、MIL規格に対応した新たな試験評価棟の建設や試験設備の導入に680百万円を投資しました。この他、平成28年2月に竣工した新工場において、V&S市場向けモニターの生産能力増強のための設備等に377百万円を投資しました。また、金型やその他生産設備等に549百万円、開発期間の短縮や効率的な研究開発環境の構築を目的とした設備等に279百万円、その他事業活動効率向上のための社内システム等に624百万円を投資しました。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第47期 平成25年度	第48期 平成26年度	第49期 平成27年度	第50期 平成28年度 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 73,641	百万円 72,576	百万円 74,878	百万円 78,284
経 常 利 益	7,998	4,704	5,698	7,105
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,437	3,321	4,202	5,661
1株当たり当期純利益	255円05銭	155円80銭	197円10銭	265円54銭
総 資 産	92,931	106,519	104,792	115,160
純 資 産	69,201	79,293	78,011	85,280
1株当たり純資産額	3,245円70銭	3,719円08銭	3,658円95銭	3,999円89銭

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
EIZOエムエス㈱	百万円 85	% 100.0	映像表示システム、アミューズメント用モニター等の組立、電子回路基板等の製造
アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱	30	100.0	アミューズメントソフトの開発・販売
EIZO Inc.	US\$10,000千	100.0	映像表示システム等の販売
EIZO GmbH	EUR500千	100.0	映像表示システム等の開発・製造・販売
EIZO Europe GmbH	EUR25千	100.0	映像表示システム等の販売
艺卓显像技术(苏州)有限公司	US\$9,000千	100.0	映像表示システム等の製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社は、品質・信頼性において世界トップレベルの製品を提供するとともに、当社の優位性を確立するために次の課題に取り組んでおります。

① 製品開発の強化

- ・当社の培ったハードウェア、ソフトウェア及び周辺技術をコアコンピタンスとし、最新・最適のデバイスを用いた高品位・高品質の映像表示システムを開発し、圧倒的な差別化を図るよう努めてまいります。市場ニーズを満たすため、商品企画のスピードアップに注力するとともに、新技術の開発、システムソリューションによる付加価値の創出及び開発期間の短縮や開発効率の一層の改善を進めてまいります。

② 企業体質の強化

- ・開発を含む全業務プロセスでリーン化を推進し、業務遂行の迅速化、効率化を図ります。
- ・当社は、当社のビジネスモデルに取り込むことで強いシナジー効果が見込まれるM&Aを実施してまいりました。今後も事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強いシナジー効果を発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aを検討します。

③ 第五次中期経営計画における市場別の重点施策

- ・ヘルスケア市場向けでは、事業領域を成長させるために、地域別では重点市場である日本、欧州で更に事業を強化し、戦略市場である米国市場でも順調に事業を拡大させております。更に事業基盤を強化し、参入障壁を高めるために、M&Aにより内視鏡用モニター及びインテグレーション事業を強化しました。手術室及び内視鏡用モニターをフルラインナップで提供でき、計画段階のコンサルティングから設置後の運営までワンストップで提案できる当社の強みを活かし、成長分野である手術室及び内視鏡向けソリューション事業での成長を加速させてまいります。
- ・クリエイティブワーク市場では、静止画分野でNo.1を維持するとともに、ハリウッドを中心とした映像制作分野への参入を梃子に、欧州、南アジア、オセアニアなどの国や地域への波及と展開を進めております。
- ・インダストリー市場向けでは、ATC、船舶、鉄道、監視及びFA(Factory Automation)市場を重点市場と位置付け、多種多様な製品群、技術力、品質力に裏付けされたシステムソリューション、長期安定供給能力やサポート体制など当社が持つ強みを活かし、事業領域を拡大させております。
- ・アミューズメント市場向けでは、パチンコ遊技機の市場縮小に対し、開発効率を向上させる構造改革を行うとともに、当分野でのトップメーカーとしての地位を維持していきます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

主に映像表示システム、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要拠点

名称	所在地
本社	石川県白山市
工場	石川県白山市
営業所	札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、北陸（石川県白山市）

② 主要な子会社

区分	名称	所在地
国内	EIZOエムエス㈱	石川県羽咋市、石川県七尾市
	アイレムソフトウェアエンジニアリング㈱	東京都千代田区、愛知県名古屋市、石川県白山市
海外	EIZO Inc.	Cypress, CA, U.S.A.
	EIZO GmbH	Karlsruhe, Germany
	EIZO Europe GmbH	Mönchengladbach, Germany
	艺卓显像技术（苏州）有限公司	中国江蘇省蘇州市

(7) **使用人の状況** (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,882 [356] 名	53 [△54] 名

(注) 使用人数は就業員数であり、[] 内に当連結会計年度における臨時使用人(契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員)数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
857 [171] 名	96 [△8] 名	38.0歳	14.0年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、[] 内に当事業年度における臨時使用人(契約社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員)数の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	1,197百万円
株式会社みずほ銀行	598百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 65,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,731,160株 (うち自己株式1,410,460株)
- ③ 株主数 6,988名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	972千株	4.56%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	859	4.03
株式会社北陸銀行	794	3.73
株式会社北國銀行	744	3.49
三井住友信託銀行 株式会社 (信託口 甲2号)	675	3.17
村 田 ヒ ロ シ	670	3.15
株式会社ヒロアキコーポレーション	567	2.66
株式会社ハヅキコーポレーション	567	2.66
E I Z O 社 員 持 株 会	454	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	442	2.07

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,410,460株所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第3位を四捨五入しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	実 盛 祥 隆	EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 EIZOメディカルソリューションズ株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Präsident EIZO Europe GmbH President & CEO
取 締 役	村 井 雄 一	専務執行役員 総務人事担当 人事部長 EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長 艺卓显像技术(苏州)有限公司董事
取 締 役	田 邊 農	相談役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 正 晃	
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	出 南 一 彦	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	上 野 英 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 純	

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 鈴木正晃、上野英一及び井上 純の3氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員) 鈴木正晃氏は、金融機関における長年の経験に加え事業法人の経営者として培った幅広い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員) 出南一彦氏は、当社経理部長として長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員) 上野英一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員) 出南一彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な社内会議への出席や内部監査部門等との十分な連携により情報収集の充実を図り、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。
6. 当社は、平成28年6月23日開催の第49回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、監査役 上野英一氏及び井上 純氏の任期が満了し、それぞれ取締役(監査等委員)に就任しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (1名)	153百万円 (1百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	24百万円 (13百万円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	4百万円 (4百万円)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月23日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含めております。なお当社は、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役に対する支給額は、監査等委員会設置会社に移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する支給額は、移行後の期間に係るものであります。
4. 監査等委員会設置会社に移行前の取締役の報酬等の額につきましては、平成10年2月3日開催の臨時株主総会において確定額金銭報酬限度額を年額300百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）として、また、平成27年6月19日開催の第48回定時株主総会において業務執行取締役に対する業績連動報酬を「事業年度ごとの連結営業利益の2%以内（上限を200百万円とする。）」としてそれぞれ決議いただいております。
- また、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額につきましては、平成28年6月23日開催の第49回定時株主総会において、確定額金銭報酬と業績連動報酬の二つの報酬枠を一体化し、年額350百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、業績連動報酬につきましては、監査等委員会設置会社に移行前と同様、業務執行取締役を対象とし、連結営業利益に連動させた支給としております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第49回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月21日開催の第34回定時株主総会において、年額35百万円以内と決議いただいております。
7. 支給額には、当事業年度に業績連動報酬として費用処理した以下のものも含まれております。
- 取締役2名 57百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役（監査等委員） 鈴木正晃

当事業年度開催の取締役会16回のすべて及び監査等委員会11回のすべてに出席し、会社経営に関する豊富な経験と財務及び会計に関する幅広い見識に基づいた発言を行っております。

b. 取締役（監査等委員） 上野英一

当事業年度開催の取締役会16回のすべて及び監査等委員会11回のすべてに出席し、主に金融機関における豊富な経験や幅広い見識に基づく発言を行っております。

c. 取締役（監査等委員） 井上 純

当事業年度開催の取締役会16回のすべて及び監査等委員会11回のすべてに出席し、会社経営に関する経験及び知見に基づく発言を行っております。

※当事業年度において、取締役（監査等委員）上野英一及び井上 純の両氏は、平成28年6月23日に監査役を退任するまでに開催された監査役会3回のすべてに出席しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額及び英文財務諸表の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 重要な海外子会社であるEIZO GmbH、EIZO Europe GmbH及びび卓显像技术（苏州）有限公司の3社は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの提携会計事務所の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、次のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めております。

① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。

ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。

ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。

ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料

ロ. 社内の重要会議の議事録及びその関連資料

ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類

ニ. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。

イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク対策を決定する。

ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネ

ジメントに関する各種規程の運用によるカテゴリーごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。

- ハ. 事業継続活動に関しては、リスク発生の際には迅速かつ的確に対応するべく、事業継続計画（BCP）を策定する。
- ④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。
- イ. 定例取締役会：年度ごとに取り決める開催日程表に基づき開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
- ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
- ハ. 経営会議：常勤取締役及び執行役員を主な構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
- 二. グループ会社の業務執行状況については定例取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は、内部監査部門がこれを補助する。内部監査部門は当該補助業務につき監査等委員会の指示に従う。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査等委員会に報告する。

なお、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求めることができる。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人及び内部監査部門と会合を行い、緊密な連携を図る。

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ① 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「EIZOグループ行動指針」を定め、すべての役職員に周知徹底し、また、コンプライアンス意識の醸成のための教育活動を継続的に実施しています。
 - ・ コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ会社におけるコンプライアンス活動の実施状況の確認を行っています。
 - ・ 内部通報制度の制定と運用を通じて、不正の未然防止、早期発見及び対策の実施等に努めています。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関連法令及び社内規程に従って適切に保存・管理しています。
- ③ 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理活動として、「リスクマネジメント基本規程」に基づき当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを把握、分析し必要な対策を検討の上、経営会議にて審議、決定しています。

- ・災害や不測の事故発生時においても、事業活動への影響を最小限に抑え、事業継続できるよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。
- ④ 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制度により経営の監督と業務の執行を分離し、迅速な意思決定及び業務執行に努めています。
 - ・常勤取締役及び執行役員にて構成される経営会議において重要な経営課題について審議及び協議し、効率的な経営に努めています。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「グループ会社管理規程」、「Approval & Report Policy」に基づき、各グループ会社から当社へ経営状況、財務状況その他重要事項について報告されており、業務の適正な運用につき確認しています。
 - ・当社グループ会社に対する内部監査を年度監査計画に基づき実施しています。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・内部監査部門は監査等委員会の職務が効率的に遂行されるよう、その職務を補助しています。なお、当該補助従業者の人事に関しては、監査等委員会の事前の同意を得ています。
- ⑦及び⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - ・監査等委員は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から必要な報告を受けています。また重要会議の議事録、稟議書等の重要書類を閲覧し、随時当社グループの取締役及び使用人に説明を求める等、業務執行の状況を確認しています。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分につきましては、今後の事業拡大のための設備や研究開発投資に必要となる内部資金の確保、財務状況及び将来の業績等を総合的に勘案の上、配当や自己株式取得等により株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、収益基盤の強化に努力し、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うこととしており、株主への還元率（総還元性向）は、連結当期純利益の40%～50%を目標水準としております。

当期の期末配当金は、業績の状況を総合的に勘案した結果、1株につき40円（前事業年度は1株につき35円）とさせていただきます。この結果、既に平成28年11月30日に実施済の中間配当金40円と合わせまして、年間配当金は、1株につき80円（前事業年度実績の年間配当金は1株につき70円）とさせていただきます。

平成30年3月期の配当金は、上記の方針に基づき、年間配当金として90円を予定しております。

内部留保資金につきましては、変化の激しい経済環境、技術革新に対応すべく、盤石な経営体質の構築やM&A等を含めた事業基盤の強化及び研究開発を中心に活用していきたいと考えております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、製造業を営む当社グループの事業の運営には、企画・開発・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針を決定するに当たりこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

また、特定の者の大規模買付行為がなされた場合、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為に際しては、当該買付行為を行う買付者から事前に、株主の皆様のための必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されることを目的として、このような買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、昭和43年設立以来、強みである映像技術を活かし、高品位・高品質の映像表示システムやアミューズメント用モニター等の映像機器の開発から生産・販売までを一貫して行ってまいりました。また、これにより培ってきた技術、情報、ノウハウ等を更に追求・発展させ「Visual Technology Company」へと展開すべく、映像のスペシャリストとして市場ニーズに最適な映像環境ソリューションを提案してまいりました。

今後とも、これまで培ってきた技術力、開発力を活かし、他社の追従を許さない魅力的な付加価値を提供してまいります。

また、当社グループの事業の拡大や競争力の強化、当社の持つ技術と強いシナジーを発揮するノウハウ、技術等を取得するため、必要に応じM&Aも実施します。

- ③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記①で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト

(<http://www.eizo.co.jp/ir/news/2016/DC16-004.pdf>) に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

- ④ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記①で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ. 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなるため、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動などに際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置など、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上から、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	69,334	流 動 負 債	19,264
現金及び預金	6,294	買掛金	7,694
受取手形及び売掛金	16,973	短期借入金	1,796
有価証券	18,809	未払法人税等	1,051
商品及び製品	10,284	賞与引当金	1,397
仕掛品	4,501	ソフトウェア受注損失引当金	4
原材料及び貯蔵品	9,629	製品保証引当金	1,813
繰延税金資産	1,861	その他	5,506
その他	1,120	固 定 負 債	10,614
貸倒引当金	△138	繰延税金負債	6,224
固 定 資 産	45,826	役員退職慰労引当金	101
有 形 固 定 資 産	11,771	リサイクル費用引当金	898
建物及び構築物	6,437	退職給付に係る負債	3,069
機械装置及び運搬具	1,221	その他	321
土地	2,963	負 債 合 計	29,879
その他	1,149	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,747	株 主 資 本	69,031
投 資 そ の 他 の 資 産	32,306	資 本 金	4,425
投資有価証券	31,558	資 本 剰 余 金	4,313
繰延税金資産	225	利 益 剰 余 金	62,953
その他	522	自 己 株 式	△2,661
資 産 合 計	115,160	その他の包括利益累計額	16,248
		その他有価証券評価差額金	17,038
		為替換算調整勘定	△504
		退職給付に係る調整累計額	△284
		純 資 産 合 計	85,280
		負 債 純 資 産 合 計	115,160

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		78,284
売 上 原 価		53,921
売 上 総 利 益		24,362
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		17,329
営 業 利 益		7,033
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	9	
受 取 配 当 金	487	
有 価 証 券 売 却 益	11	
そ の 他	122	630
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
売 上 割 引	55	
為 替 差 損	481	
そ の 他	20	558
経 常 利 益		7,105
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,105
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,518	
法 人 税 等 調 整 額	△74	1,444
当 期 純 利 益		5,661
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,661

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	56,267	流 動 負 債	17,414
現金及び預金	3,483	買掛金	6,993
受取手形	1,421	短期借入金	1,796
売掛金	12,308	未払金	3,552
有価証券	18,809	未払費用	571
商品及び製品	2,905	未払法人税等	882
仕掛品	798	前受金	1,589
原材料及び貯蔵品	7,218	預り金	27
前払費用	134	賞与引当金	871
繰延税金資産	1,473	製品保証引当金	1,128
その他	7,795	その他	0
貸倒引当金	△83	固 定 負 債	9,133
固 定 資 産	49,115	繰延税金負債	6,216
有 形 固 定 資 産	9,238	退職給付引当金	1,671
建物	5,666	役員退職慰労引当金	101
構築物	143	リサイクル費用引当金	898
機械及び装置	780	その他	245
車両運搬具	3	負 債 合 計	26,548
工具、器具及び備品	640	純 資 産 の 部	
土地	1,980	株 主 資 本	61,835
建設仮勘定	23	資本金	4,425
無 形 固 定 資 産	911	資本剰余金	4,313
のれん	314	資本準備金	4,313
特許権	4	その他資本剰余金	0
意匠権	24	利 益 剰 余 金	55,757
ソフトウェア	380	利益準備金	228
その他	187	その他利益剰余金	55,529
投 資 そ の 他 の 資 産	38,965	別途積立金	49,500
投資有価証券	31,504	繰越利益剰余金	6,029
関係会社株式	2,964	自 己 株 式	△2,661
関係会社出資金	3,728	評価・換算差額等	16,999
長期貸付金	325	その他有価証券評価差額金	16,999
その他	443	純 資 産 合 計	78,834
資 産 合 計	105,383	負 債 純 資 産 合 計	105,383

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		57,929
売上原価		44,157
売上総利益		13,772
販売費及び一般管理費		9,744
営業利益		4,027
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	524	
有価証券売却益	11	
その他の	257	793
営業外費用		
支払利息	13	
為替差損	526	
その他の	98	638
経常利益		4,181
特別損失		
関係会社株式評価損	256	256
税引前当期純利益		3,925
法人税、住民税及び事業税	843	
法人税等調整額	△143	700
当期純利益		3,225

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博 久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、EIZO株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、EIZO株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

EIZO株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博 久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村 藤 貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、EIZO株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

E I Z O 株 式 会 社	監 査 等 委 員 会
監査等委員会委員長	鈴木 正晃 ⑩
(社 外 取 締 役)	
常 勤 監 査 等 委 員	出南 一彦 ⑩
(取 締 役)	
監 査 等 委 員	上野 英一 ⑩
(社 外 取 締 役)	
監 査 等 委 員	井上 純 ⑩
(社 外 取 締 役)	

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会は、特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
1	じつ もり よし たか 実 盛 祥 隆 (昭和19年4月16日)	平成 6年 5月 当社常務取締役 平成 7年 6月 当社代表取締役専務 平成 9年 6月 当社代表取締役副社長 平成13年 6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） EIZOエムエス株式会社代表取締役社長 EIZOサポートネットワーク株式会社代表取締役社長 EIZOメディカルソリューションズ株式会社代表取締役社長 アイレムソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役 EIZO Inc. Director, Chairman EIZO Nordic AB Board Member EIZO AG Präsident EIZO Europe GmbH President & CEO	144,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで当社の代表取締役社長として中長期のビジョンと強いリーダーシップをもって当社グループの経営を担い、企業価値の向上に継続的に寄与してきました。引き続きその経験と見識を業務執行や経営の監督に活かし、当社グループの更なる発展を牽引することが期待できることから、取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	むら い ゆう いち 村井 雄一 (昭和31年8月25日)	昭和54年 3月 当社入社 平成13年 4月 当社人事部長 平成18年 4月 当社執行役員、人事部長 平成19年 6月 当社取締役、執行役員、人事部長 平成23年10月 当社取締役、常務執行役員、総務人事担当、 総務部長 平成26年10月 当社取締役、常務執行役員、総務部長兼人事部長 平成28年 6月 当社取締役、専務執行役員、総務人事担当、 人事部長(現任) (重要な兼職の状況) EIZOエンジニアリング株式会社代表取締役社長 EIZOエージェンシー株式会社代表取締役社長 艺卓显像技术(苏州)有限公司董事	9,768株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで取締役として、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの推進に積極的に取り組み、当社グループ経営の適正性の向上に貢献してきました。引き続きその経験と見識を業務執行や経営の監督に活かし、当社グループの持続的な発展に寄与することが期待できることから、取締役として適任と判断しております。</p>			
3	た なべ つとむ 田 邊 農 (昭和19年12月12日)	平成 9年12月 当社専務取締役 平成13年 6月 当社代表取締役専務 平成16年 6月 当社代表取締役副社長 平成20年 8月 当社代表取締役副社長、最高財務責任者 平成28年 6月 当社取締役相談役(現任)	65,900株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで経営を牽引してきたことによる豊富な業務経験と経理・財務に関する幅広い知識に基づき、有益な意見・提言をしてきました。引き続きその経験と見識を経営の監督に活かし、当社グループの安定的な発展に寄与することが期待できることから、取締役として適任と判断しております。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以上

招集ご通知

事業報告

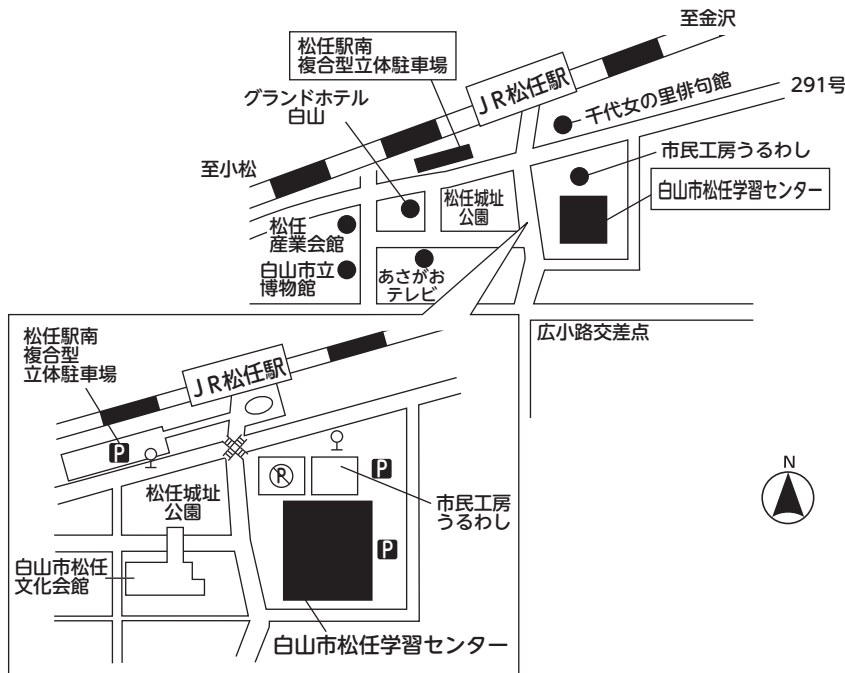
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場 石川県白山市古城町305番地
白山市松任学習センター1階 コンサートホール
電話番号 (076) 274-5411



<交通のご案内>

① 電車をご利用の方

JR西日本「松任駅」下車（南口側）徒歩3分

② バスをご利用の方

北鉄バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。
「松任」停留所から徒歩2分

<お願い>

当日は駐車場の混雑が予想されますので、上記の公共交通手段のご利用をお勧め申し上げます。

当センターの駐車場の台数には限りがありますので、お車でご来場の場合は、なるべく松任駅南複合型立体駐車場をご利用くださいますようお願い申し上げます。その際は駐車券を株主総会会場までお持ちください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。